

## 仙台塩釜港カーボンニュートラルポート協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である仙台塩釜港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じてカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾関係者で構成する「仙台塩釜港カーボンニュートラルポート協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、仙台塩釜港カーボンニュートラルポート形成計画の策定に必要な検討を行う。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 別表の先進企業については、公募により事務局が決定し、その結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### (座長の任命等)

第3条 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、協議会委員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

### (協議会の運営)

第4条 協議会の運営は、以下によるものとする。

- 2 原則として公開とする。
- 3 議事次第及び配付資料は、会議終了後に公開する。

### (ワーキンググループ)

第5条 特定のテーマを検討するため協議会にワーキンググループ（以下「WG」という）を置く。

- 2 WGのテーマ及びその構成員は、事務局が提案し、協議会に諮り決定する。
- 3 WGは、配付資料を含め原則非公開とし、WGで検討した結果については、協議会に報告する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所及び宮城県土木部港湾課に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

附則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

## 仙台塩釜港カーボンニュートラルポート協議会構成員等

(五十音順)

## 【構成員】

(有識者)

東北工業大学 名誉教授 稲村 肇
東北学院大学 教授 柳井 雅也
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 東北センター

(団体)

石巻港整備・利用促進期成同盟会
仙台塩釜港振興会
公益社団法人宮城県トラック協会

(企業)

E N E O S 株式会社
J F E スチール(株)仙台製造所
N X 仙台塩竈港運株式会社
カイリク株式会社
株式会社レノバ
株式会社伊藤製鐵所
カメイ株式会社
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
三陸運輸株式会社
住友商事東北株式会社
仙台市ガス局
全農エネルギー株式会社
太平洋フェリー株式会社
東西オイルターミナル株式会社
東北電力株式会社
南光運輸株式会社
日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社
日本製紙株式会社
日本通運株式会社
丸紅エネルギー株式会社
宮城マリンサービス株式会社

(港湾立地市町)

仙台市
石巻市
塩竈市
多賀城市
東松島市
松島町
七ヶ浜町

(先進企業)

--

**【オブザーバー】**

一般社団法人東北経済連合会
公益財団法人みやぎ産業振興機構
東北港運協会
東北経済産業局
宮城海上保安部
宮城県商工会議所連合会

**【事務局】**

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所
宮城県